

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

協定に因ずる政治の疑問と展望

集録(七)もを提示述べた。

この文書は未だ部内の相互調整を了して
ない。言わば未定稿であるが、当地立法院
の質問にも答へるため、早急に本土政府の
お考えを内示^頂されたいとの趣で当方へ持参
した由であるので右を念のため、また要急
経内宛への解説及ル^ルでさうれば要望事項
への解答を御指示ありたい。

1. これは「返還協定に関する要請」事項を、大急ぎで各局から出してもらった なる資料であって、琉政全体としては未だ全く検討はしていない。

2. たゞ疑問点等を含んでいるので非公式にアドバイスをお願い。

その上で琉政として検討してとりまとめ 処分正式に提出する運びになりだろう。

1971.7.1

瀬茂

総務第427号

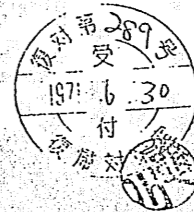
1971年6月30日

復帰対策室長 殿

総務局長

返還協定に関する要請

1971年6月24日付け、復帰第2の号で依頼が各
局にわたったことにより、別紙のとおり提出し
ます。



返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項
1. 返還協定第6条1項	<p>民政府(3公社を含む)、軍雇用職員(例えば、海外労務、軍道、軍水道関係職員)の日本国政府又は沖縄県への再雇用について了解があるかどうかを明らかにしてもらいたい。なお、そのような了解があるのであれば、これらの職員の処遇については、琉球政府と調整してもらいたい。</p> <p>3公社の財産、権利義務の引継及び引継の準備措置について財産の具体的内容、引継の時期、場所及び方法を明らかにしてもらいたい。</p>
2. 返還協定第6条に関する合意議事録	<p>返還協定第6条第2項の規定に従って日本国政府に移転される財産中、那覇、名護、石川、宮古及び八重山の文化センターは、現在各地区の文化活動センターとしての役割を果しており、現在これに代る施設が各地区にないため復帰後文化活動及び中央公民館的活動を行なう場として、それぞれ所在市町村に無償譲渡してもらいたい。</p>

協定事項

具体的要請事項

3. 海没地の問題の解決に
関する交換公文

「……海没から生じた問題を解決するためできる限りすみやかに必要な準備を完了することを引き受ける……」となるが、「準備を完了する」とは、「執行に解決する」とと同義に解してよいが。

4. 復帰後の沖縄における外国
人及び外国企業の取扱いに関
する愛知外務大臣発マヤ一駐
日アメリカ合衆国大使宛書簡

Ⅲ 関連

国所有地の引継及び引継準備措置について、具体的時期及び方法はどうか。

返還協定に関する要請事項

農林局(林務課)

(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項
了解覚書	A表の9番「キャンプ、江ワグ訓練場」には 沖縄県有林である南明治山全部と
別紙の表は、本日署名され	北明治山の一部が含まれている。
た琉球諸島及び大東諸島に	この地域は「合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同
関する日本国とアメリカ合衆国	委員会において合意する用意のある設備及び用地である。」となっているが次の
との間の協定第3条の規定に	理由で承服できない。
関し日本国政府とアメリカ合衆	1 南明治山は 1951年から林業試験地として各種試験を行ない、現在も試験を
国政府との間で行なわれた討	継続中である。
議の結果を示すものである。	2 同地を軍用地に割り当てるのは、1950年で当時の米国民政府財産管理官は、日本政府有
	財産、即ち ^旧 沖縄県有林を旧日本国有林として誤って割り当てを行なっている。また割り当てる
	場合 琉球政府に何の通知もなかった。
	3 同地は 那覇、コザ、名護等都市に最も近い唯一の県有林で 戦前から果は 植株や
	保護管理に力を注いだ所であり、特に近年、環境衛生、果民保健としてのリフレッシュ
	等 森林の価値が重要になりつつある現状にかんがみ、森林公園として整備する計画であ
	った。

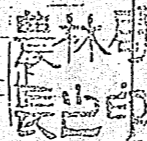


農総第 1053 号

1971年 6月 30日

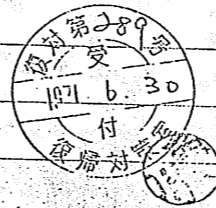
復帰対策室長殿

農林局長 篠原 長



返還協定に関する要請

1971年6月26日付 復対策289号による首題に
ついて別紙のとおり提出いたします。



返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

1971.6.19

協定事項	具体的要請事項
1. 1条 1項	<p>米国民政府が官理している国有地引継ぎ後の譲渡について 伊江村宇西江前アマキ原 821番外3筆 合計坪数 82,577坪の旧日本軍飛行場を米国民政府財産管理官と伊江村長が賃貸契約をし、土地改良施設(集水地)として使用しているが日本政府が引継いだ後に同施設用地として引き続き使用する必要があるので沖縄県に譲渡してもらいたい。</p>
2. 4条 2項	<p>軍施設による農用地障害について 軍基地建設により排水暗渠の不備、廃油、土砂流失、農業用水の不足など中郡を中心として各市町村にあり農業生産上不利益を受けており、この対策費として1,366.439千円が必要であり早急に整備してもらいたい。</p>

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項
第1条第1項	<p>開拓地の国有地の払下げについて</p> <p>国有地の払下げについては、復帰対策要綱で払下げることになっているが、同地の開拓者190世帯は、1948年から入植して560haの耕地を開発しているが農地の所有ができていないため社会的、経済的地位が低いことから、用地の早期払下げが必要であり復帰と同時に適正価格で払下げてもらいたい。</p>

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項
第4条第2項	<p>○「合意された議事録」の第4条に実する説明(2)に「高等弁務官布令第19号により設置された琉球列島米國土地裁判所の管轄に属する請求権」は、協定第4条第2項の規定により対米請求権は放棄されたものとある。</p>
	<p>(1) 漁業操業制限補償(期間請求額1,639,803ドル、爾後年間請求額1,182,081ドル)が17団体から琉球列島米國土地裁判所に提訴されたので、その補償措置が必要である。</p>
	<p>(2) 漁業操業制限補償関係で未だ提訴されていないものについては上記と同様補償措置が必要である。</p>
	<p>(3) 原潜入漁による漁業収益損失補償(請求額50,885ドル)については、琉球列島米國民政府に請求しているため、その補償措置が必要である。</p>
	<p>問題点: 本件に関しては、返還協定に因り別紙のとおり疑義がある。取扱いは、日米双方からの補償の存在を明らかにすることにより、是と考えられるので、特に疑義の解明を願う(別紙)</p>

返還協定に對する疑義について

協定事項	疑義内容
<p>第4条 請求権の放棄</p>	<p>○ 第4条第1項に對し請求権は放棄されるが、同条第2項により、アメリカ合衆国の法令又は現地法令に對し特に認められる日本国民の請求権は放棄しないとあり、その放棄しないもの内容として「合意された議事録」の第4条に關する説明の(2)に「高等弁務官布告第19号に對して設置された琉球列島米国民土地裁判所の管轄に屬する請求権」がある。</p> <p>(1) 漁業操業制限補償がノノ団体から琉球列島米国民土地裁判所に提訴されているが、本請求権は放棄されているかどうか。</p> <p>(2) 漁業操業制限關係で上記裁判所に未だ提訴されていないものはどうなるか。</p> <p>(3) 放棄されている場合は、未だ提訴されていないものも含めて日本政府が補償することになるのか。</p> <p>(4) 原潜入港による漁業収益損失補償について、琉球列島米国民政府に請求しているが、「合意された議事録」に放棄しないもの内容として掲げられているが、これは、放棄されるのか、放棄されているとすれば日本政府が補償するのか。</p>
<p>第5条 裁判の効力の及ぶ統</p>	<p>○ 第5条第1項に琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所(合意された議事録に「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所」とある。)が、この協定の効力発生の目前に1件民事の最終的裁判が有効であることを承認し、かつその効力を完全に及ぼすとある。</p> <p>(1) 琉球列島米国民土地裁判所に提訴されている読谷漁協に係る漁業制限補償</p>

協定事項

疑義内容

の訴願については、1970年12月14日の議決により却下されたが（1971年1月14日米国防長官に上訴してある）、日本政府にその効力が継承されて請求権が消滅するかどうか。

返還協定に関する要請事項(行政措置事項等) 請事項(行政措置事項等)

協定事項	具体的要請事項
返還協定の「合意された議事録」の第4条1-(5) 報酬その他の利益に係るアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求権。	1. 布令 116 号に規定する被用者の請求権。 2. アメリカ合衆国法令及び米軍人事規則等に基く被用者の請求権。
	措置: 上記請求権については日本政府が米國政府へ適切な措置を講じさせよ。もし米國政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じよ。
	なお、現行米軍雇用員 第4種被用者のうち、その雇用の実態業務の態様等において 第1種及び第2種被用者に相当するものについてアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者と同様の請求権に基づき措置を米國政府へ適切な措置を講じさせよ。もし米國政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じよ。

返還協定に関する要請事項
(行政指導事項を含む)

場 所 事 項	具 体 的 要 請 事 項
復帰後の技能以外外国人 取上げ (愛知外務局)	<p>(視説上の意見)</p> <p>台湾から導入された季節労働者が50日労働者を除き、現在約1,500名の外国人が各企業に雇用されているが、そのうち在籍企業等との関係のない石田建設関係、辺境に不在の季節労働者、山林伐採、鉱山採掘労働者等の100名程度は約900名が、そのうち日本人労働者として事業所に雇用されている。また、その事業所に雇用されている単純労働者が、約10,000名を占め、復帰の際に、この単純労働者に代り、外国人の雇用が困難となる場合は、企業自身の存続に支障をきたす雇用されている単純労働者の離職問題が起す可能性がある。</p>
	<p>(要請事項)</p> <p>1. 復帰前、在留を許すに当たって、本工区(出入国管理令)の在留資格の規定に該当する者(労働者、技能者、季節労働者)は、本工区に8ヶ月在留資格が与えられることとする。</p> <p>2. 上記以外の者については、単純労働者として在留期間が、復帰後、3ヶ月とする。この後の措置については、後述者の養成訓練に列文替しうる8ヶ月在留資格(1年3ヶ月)在留資格を認めざることを要する。</p>

10

法総第588号

1971年6月29日

復帰対策室長 殿

法務局長 法務局長印

返還協定に関する要請(回答)

1971年6月26日付復対第289号の要請のあったみだいのことについては、本局の分とりまじめ別紙のとおり回答します。

復対第289号
1971.6.29.
付
法務局長印

協 定 事 項	具 体 的 要 請 事 項
<p>協定第3条第2項</p> <p>復帰後も引き続き米合衆国軍隊に使用を許される沖縄の軍用地が、将来米合衆国から日本国に返還される場合に、米合衆国は当該軍用地が米合衆国軍隊によつて最初に使用開始された時の状態に回復するか又はそれに代る補償義務を負わないことが定められている。</p>	<p>復帰後も引き続き米合衆国軍隊に使用を許される沖縄の軍用地が、将来米合衆国から日本国に返還され、それを日本国が所有者等に返還する場合に、当該土地が米合衆国軍隊によつて最初に使用開始された時の状態に回復するか、又はそれに代わる補償義務を日本国が負うのか否かについては明確でないので、国内的措置により日本国の責任を明確にしたい。</p>

協 定 事 項

具 体 的 要 請 事 項

協定第4条第1項

協定の効力発生の日前に米合衆国軍隊等の行
働から生じた日本国民のすべての請求権を放棄
することが定められている。

(同条第2項及び第3項を除くすべての請求権
の放棄)

1 協定第4条第1項によつて放棄された沖縄県民の請求権については、国内的に適切な措置を講じてもらいたい。

なお、協定第4条第1項に該当するものとして次のような請求権がある。

- (1) 軍用地の取得に伴う通損補償
- (2) 那覇軍港内以外の海没地補償
- (3) 入会制限に伴う損失補償
- (4) 講和条約発効後の漁業補償
- (5) 1967年布令第60号による補償もれ (㊠人身損害補償 ㊡土地の復元補償 ㊢その他の財産損害補償)
- (6) すでに解放された土地及び復帰までに解放される土地の管理費用

2 これらの請求権を処理する日本政府内の担当機関及び処理方法等については、早急に明らかにしてもらいたい。

協 定 事 項	具 体 的 要 請 事 項
<p>協定第4条第3項</p> <p>1950年7月1日前に形質変更された軍用地で、1961年6月30日後復帰の日前までに解放されるものの復元補償については、米合衆国が自発的支払いを行なうことが定められている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 協定第4条第3項に基づく米合衆国の自発的支払いについては、いわれるように4百万ドルというわくを最初から設けるべきではなく、あくまでも適正な額で支払いをしてもらいたい。 2 協定第4条第2項及び第3項に基づく手続を周知させ及びこれが容易に利用されるようにするための米合衆国政府と日本国政府との協議に当つては、琉球政府とも協議のうえ充分に対処されたい。 3 協定第4条第2項及び第3項に基づく諸請求や復元補償等で、米合衆国政府によつて補償されなかつたもの又は不適正な補償がなされたものについては、日本国政府において補償するよう、国内的に適切な措置を講じてもらいたい。

返還協定に関する要請事項

(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項
<p>協定第6条第3項</p> <p>海没地に関する交換公文</p> <p>米合衆国政府が埋立てた土地で現に保有しているものを処分して那覇軍港内の海没した土地から生ずる問題を解決するため準備を完了することになっている。</p>	<p>1 海没地の範囲を明確にすること</p> <p>那覇軍港内の何番地の誰の土地がいつどれだけ海没したかを日本国政府又は米合衆国政府の負担において土地調査を実施して明確にされたい。</p> <p>2 埋立地の範囲を明確にすること</p> <p>米合衆国政府又は日本国政府の負担において、米合衆国が埋立てた土地を測量して、元の海岸線との境界を明確にされたい。</p> <p>注 上記1.及び2の事項を明らかにしておかないと、海没地の滅失の登記及び埋立地の登記をするときに支障が生じ、若しくは後日、隣接する土地の所有者との間に問題が生ずるおそれがある。</p>

通総第609号

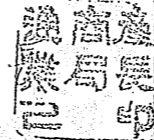
1971年6月29日

復興対策室長

庶務代行者

顧問代理 瀬長 浩 殿

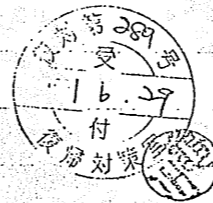
通産省



返還協定に関する要請について

(対1971年6月26日信対第209号関連)

先きに提出依頼があったみだしの具体的要請
については別紙のとおりまとめのり提出
します。



返還協定に関する要請事項

協定事項	具体的要請事項
1 第5条 第3項	復帰時 琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所に係属中の事件については、復帰後 日本本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令を適用して手続及び裁判をすることができるとすること。
第4項	復帰時 刑の執行を終えていないものについては、復帰後 日本本土の監獄法その他の矯正保護関係法令を適用して執行その他の措置を講ずることができるとすること。
	<p>なお、特に</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 前科 ロ. 再審 ハ. 審級 ニ. 恩赦 <p>について 国内法で適切な措置を講じてもらいたい。</p>

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的な要請事項
<p>第6条</p> <p>1 琉球電力公社の財産は、この協定の発効発生の日に日本国政府に移転し、また、このらの公社の権利及び義務は、同政府が同日に日本国の法令に即して引き継ぐ。</p>	<p>1 琉球電力公社は、復帰と同時に沖縄県へ無償で譲渡されるものと見える。沖縄における電気事業は、本土同様発送配電を一元化する必要がある。そのための発電部門の琉球電力公社と民営の配電事業の統合を計画しているが、琉球電力公社は復帰時点を特殊の形態で運営せねばならず、直ちに民営へ移行することは、種々の困難が予想されるので、この場合、 (1) 一定期間沖縄県営の公営企業又は沖縄独自の電源開発方式とする。 (2) 民営配電事業が統合して、沖縄電力株式会社として軌道に乗れり運営せられ、時局においし発送配電の一元化を図る。</p> <p>2 電気事業に対する税制、金融その他の特別措置 沖縄における現行の電力、電灯料金は、従来、発電事業に対する長期低利融資の火然料の特例措置により維持されてきたが、これを維持しながら更に工業用電力価格の引下げが可能となるよう特別措置を講ずる必要がある。</p> <p>3 離島電気事業の整備強化 全体の配電率は、98.99%であり、本土並み配電率は達成されたが、4-5時間の</p>

協定事項

果実的旨請事項

時間長灯のところが多く加之料金が高率地域住民の生活文化諸座草の
弊處に著し支障を來てゐる現狀である。従つて、時間長灯の解消、
料金の較差是正を図るため、国は有明電がに復帰後において、これら地域の
設備の強化拡充に努める必要がある。

これら地域を現状のまま民営による発電配電事業の対象地域とする場合
料金価格の高騰を來らし工業商業の阻害要因となるばかりが、公の責任を
民間企業に転嫁することとなり兼ねない。公の責任において施設整備を
行ない^{必要}を確保して行く必要がある。

※ 琉球電力公社引継ぎの土地賃借について

琉球電力公社の施設用地は、総坪数約131万坪、うち公社の所有地は
約13万坪でこれは資産買収の対象となつてゐるが、残118万坪は個人所有地
約75万坪、軍用地約28万坪、正果所有地割当約15万坪となつており、個人所有地
軍用地については借地料を支拂つてゐる。

これらの借地料は年額約39万ドルの支出となつており、果引継ぎ後の経営に
影響が大なるので、軍用地、正果所有地については復帰後も特別の配慮が必要である。

返還協定に関する要請事項

工業課

協定事項

具体的要請事項

1. 第6条1 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球前貸金融公社の財産は、この協定の効力発生の日に日本政府に移転し、また、これらの公社の権利及び義務は、同政府が同日に日本国の法令に即して引き継ぐ。

これらの資産買取額は3億2千万ドルとされている(第7条)がその内容は不明である。もし、その内容に貸出金のうち回収困難なもの、しかも沖縄の経済発展のために必要であると判断されるものが含まれている場合には、次の措置を取るものとする。

1. 資産引継後の資産再評価の際、その一部を評価減する。

(説明: これは、例えば、重要産業に指定されているパガスパーテナルボド製造業及び糸糸織物製造業の再建を妨げるために障害となつてくる債務の整理を容易にするための措置である。参考: 琉球化学工業株式のコープ債権(1,206,200=)

協定事項

具體的電請事項

合衆議事錄 第6条に關し

2 (1) 那霸空港施設(三和無指向性無線探識施設を含む)

那霸空港施設は第一種實際空港としての機能を充分に
生かすための整備充実を要請する。

協定事項	具体的要請事項
<p>1. 協定第6条の規定に従って日本政府に移転される財産、民政府蒙古庁舎について</p>	<p>1. 現在、蒙古気象台は旧蒙古測候所の敷地（現在米国民政府蒙古庁舎として使用中）一部と1966年5月琉球政府が購入した敷地8,008.34m²を施設として業務を行っておりますが、この双方の施設は道路で二分されておりこのため施設の管理も業務の運営も支障をきたしております。</p> <p>2. 上記1966年購入した敷地は狭きと拡張不可能のため地上観測用露場の設置ができません又現在全敷地で行っているレーダー観測、通信業務、予報業務以外の業務もできない状態にあります。</p> <p>3. このようたことから今後予定している南大東気象台の通信中継施設の建設やその他の業務運営のためにも全敷地を含む民政府蒙古庁舎の返還が必要あります。</p>

協定事項

1. 協定第6条の規定に従って日本政府は移転する財産、那覇空港施設について。

果体的要請事項

1. 那覇空港における民間航空気象業務については、米軍気象隊によって行われている。復帰時策下の施設は気象庁が引継ぎ、那覇航空気象台(定員63名)を設置し、民間航空機における気象サービスを行う予定である。

協定事項	具体的要請事項
<p>1. 協定書の規定に従って日本政府に移転される財産、那覇ホーテル地等について</p>	<p>1. 現在の琉球気象庁は那覇市久原の屋敷等に建設されて、その敷地は4.167坪で構内には庁舎3棟、宿舎3棟、アンテナ施設と基があって、他に利用する地積が1311。拡張がまたく不可能である。</p> <p>2. 最近になって同敷地の隣接地に高層アパートが建ち、風の観測やレーダー観測に支障を及ぼしている。 なお、今後も隣接して高層建物が建ち、可能性があり、気象観測上の立地条件が次第に悪くなるかと予想される。</p> <p>3. さらに復旧時に米軍から移管される業務として高層観測業務があるが現在の気象庁構内ではこれに必要な観測施設の展開ができていない。 また、地磁気観測所の設置も予定されている。</p> <p>4. このようことから、現施設を旧地方気象台敷地に移し、日・琉防災の第一線として気象施設の整備強化に努めたい。</p>

協定事項	具体的要請事項
(5) 航路標識 (a) 灯台14、灯浮標17、導灯2組 その他、近距離用航路標識 について	米政府から移管される航路標識は、灯台14、灯浮標17、導灯2、その他21、計60基である。これらの施設は、設置後長年月を経た光力微弱な老朽施設が多く、後背地の電化普及に伴い、相対的な光力低下をきたし、利用効果が著しく減少しているため、移管後早急に改良、改修が必要である。 なお、琉球政府所管航路標識160基、民間所管27基があり、上記の米軍移管60基を加えると、総数247基の航路標識が琉球列島広域に亘って設置されているため、強力な保守体制を整える必要があり、第11管区海上保安本部設置が急務となる。
(b) 宮古島のロランA送信局 について	

C
C
.
o
o

12 13 14 15

返還協定に関する要請事項

協定事項	具体的要請事項
外口企業の取扱い	
<p>1. 事業活動</p> <p>第1節</p> <p>各企業は、日本国の外資に関する法律に基づく認可及びある種の事業活動については、日本国のその他の法律に基づく免許又は許可を受けずとも、沖縄の復帰後若干の期間内に申請を行つて必要がある。</p>	<p>各企業は、復帰の後若干の期間内に申請を行つておしめ、申請をした企業は、全く認可又は許可を与えるようにする。</p>
<p>第2節</p> <p>日本国政府は、本日現在沖縄において適法に事業を営んでゐる外国の企業及び個人営業者が</p>	<p>ここで言う「本日現在」とは、1971年6月17日現在のことを解釈するので、1971年6月17日以降、1972年復帰までの期間、琉球政府において許可をよる外口企業の取扱いについては、どのような取扱いをするか、明記をよるべきである。</p> <p>ここに1971年6月17日以降、1972年復帰までの期間内に許可をよる外口企業についても同様の取扱いを受けるようにする。</p>

協定事項

具体的要請事項

第2節但し書 (b)
ある種の企業は、日本との関係が
この間の了解に従い、日本國
政府の要請した調整を行な
う必要がある。

ここで言う「ある種の企業」とは、「石油精製事業」の
みに限定し、電子工学(フェアワールド)、製薬業(サクセツ
コポレーション)、乳製造(インデンコ社)、その他等は
ここで言うある種の企業に含まれないものとして取扱
うべきものらしい。

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的な要請事項
<p>1. 公認会計士について 沖縄において適法にその業務を行なっている公認会計士で、合衆国その他の外国において日本の公認会計士の場合に相当する要件を満たすものとして資格を認められており、かつ、会計に関する日本の法令について十分な知識を有するものは、日本の大蔵大臣による資格の承認及び日本公認会計士協会への登録を経たうえで、その業務を行なうことを認められる。その承認は、沖縄の復帰の後、早急に実施される。</p>	<p>外国公認会計士は2人 沖縄において適法に登録され、その業務を行なっている外国公認会計士は2人いる。これらの2人の外国公認会計士はフランス・明・塩谷(1966年8月9日登録)とウイニ・コー(1966年8月9日登録)である。 前者は本土政府による公認会計士試験合格者であり、日本公認会計士協会に登録することによってその業務を行なうことができる。後者は、本土における資格を保持登録済みである。したがって、別に問題は無い。</p>
<p>2. 外貨送金について 沖縄の復帰の時点において、沖縄の銀行にドル預金を保有している外国人居住者は、復帰後、引き続き当該ドル勘定を保有し、たばこの同勘定に交換することができる。そのための外貨送金は、本島及び本島貿易管理協定に基づき、</p>	<p>沖縄の金融機関に預け入れられる外国人のドル預金については、一定期間にわたるお茶しかできるよう、沖縄復帰対策要綱(第三次分)で要請している。この要請の内容は、返還協定に含まれていると考えられる。</p>

返還協定に関する要請事項 返還協定に関する要請事項 郵政庁電気通信監理部

協定事項	具体的要請事項
返還協定 第8条	<p>沖縄返還協定(1971年6月17日調印)第8条によれば、同協定の効力発生の日から5年間、沖縄島におけるVOA中継局の運営を継続することになっているが、^{とくに}当府は、電波行政の立場から、VOAは日本の電波法を逸脱するものであることを認め難いものがある。また、電波公害等の観点からもVOA中継局を沖縄の施政権返還時までに撤去することを要請する。</p>
	(参考)
	<p>このことについては、琉球政府立法院においても、1971年5月17日の本会議において「沖縄の施政権返還協定に関する要請決議」を全会一致で可決し、日米両政府へ送付しており、同決議書の中に、VOAなどの特殊放送施設等の完全撤去を表明している。</p>

返還協定に関する要請事項 が協定に附する 郵政庁電気通信監理部

協定事項	具体的要請事項
外務大臣書簡 (外国企業等の取扱い)	愛知外務大臣からマイヤー米國駐日大使あて書簡によれば、日本國政府は、沖繩の復歸後、日本國の關係法令に従い、財団法人極東放送による日本語の放送を許すこと、および
VIII 放送事業	極東放送会社が現在行なっている英語の放送については、沖繩の復歸後5年間、この放送を継続することが認められることとなっているが、当府は、極東放送の英語放送を沖繩の復歸後5年間運営を認めることとなったことについて、電波行政の立場から好ましくないものと認める。
	沖繩における放送用周波数の割当計画については、沖繩の復歸後、日本政府郵政省によって決定されるものと思われるが、中波による公共放送網の整備が早急に行なわれる見通しであり、周波数割当等の見地から、復歸後の極東放送による英語の放送はなお検討を要すると思われる。

協定事項

具体的要請事項

了解會書

神領の施政権の日本國への返還後
の日本民間航空運送業務に関する
了解會書

又 合衆國の航空企業は神領の
日本國への復帰の日以後は日本國
本土と那覇と間の國內航空運送
を行はう権利を有しなう

- 1 國內線の増便を図る。(日航全線)
- 2 神領の特殊な事情を考慮してTWAの合衆國からの
中部太平洋を経て那覇への長期的繼續増請す。
- 3 南西航空の鹿児島乗り入れ實現

返還協定に関する要請事項

郵政庁電気通信監理部

協定事項	具体的要請事項
外務大臣書簡 (外国企業等の取扱い)	愛知外務大臣からマイヤー米 ¹ 國駐日大使あて書簡によれば、日本國政府は、沖繩の復帰後、日本國の關係法令に従い、財団法人極東放送による日本語の放送を許すこと、および
VIII 放送事業	極東放送会社が現在行なっている英語の放送については、沖繩の復帰後5年間、この放送を継続することが認められることとなっているが、当府は、極東放送の英語放送を沖繩の復帰後5年間運営を認めることとなったことについて、廢波行政の立場から好ましくないものと認める。
	沖繩における放送用周波数の割当計画については、沖繩の復帰後、日本政府郵政省によって決定されるものと思われるが、中波による公共放送網の整備が早急に行なわれる見通しであり、周波数割当等の見地から、復帰後の極東放送による英語の放送はなお検討を要すると思われる。

返還協定に関する要請事項

郵政庁電気通信監理部

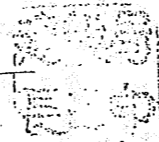
協定事項	具体的要請事項
返還協定 第8条	<p>沖縄返還協定(1971年6月17日調印)第8条によれば、同協定の効力発生の日から5年間、沖縄島におけるVDA中継局の運営を継続することになっているが、当府は^{とくに}自治行政の立場から、VDAは日本の電波法を逸脱するものであることを認め難い。 また、電波公害等の観点からもVDA中継局を沖縄の施政権返還時までに撤去することを要請する。</p>
	<p>(参考)</p> <p>このことについては、琉球政府立法院においても、1971年5月17日の本会議において「沖縄の施政権返還協定に関する要請決議」を全会一致で可決し、日米両政府へ送付しており、同決議書の中に、VDAなどの特殊放送施設等の完全撤去を表明している。</p>

建総第509号

1971年6月30日

復帰対策室長 殿

建設局長 官里榮



返還協定に関する要請について
1971年6月26日付復対第289号で御照会の
あった点について 別表のとおり回答します。



協定事項	具体的要請事項	要請対象国
	政府と米国民政府が事前に協議できるようにしたい	米 国
4. 合意された議事録第六條 2-(3)	2-(3)のうち「その他」について 1. その他の内容を明確にすること 2. その他の範囲に路線名三号線を含めること	日米両国
5. 了解覚書	A表-----「地位協定」の中に 現在及び将来の貯水池とその関連施設敷地を軍用地から 除外するよう考慮すること	日米両国
	C表(注)-----「用地がある」の文中、用地の範囲に 1. 現在油送管敷地のため軍用地になつていて且つ縣又は 市町村が道路行政上返還を要望している軍用地を含め ること、	日米両国
	2. 上記1.以外で道路行政上 ^{用地として} 縣又は市町村が返還を 要望 ^し ている軍用地を含めること。	台 上

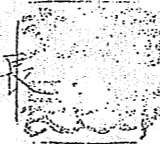
協定事項	具体的要請事項	要請対象国
1. 協定事項第六條 1.	-----「財産」は-----日本国政府に「移管」し、-----権利及び義務は	
	1. 財産、権利及び義務の内容を明確にすること。	日米両国
	2. 公共事業として河川ダムを設置して福地ダムに接続し、ダム、総合操作をすため福地ダムを河川公共物管理施設とするため、それに必要と認められる技術的事項について琉球政府と米国民政府が事前に協議できることとしたい。	日米両国
	3. 福地ダムの完成について、復帰後においても米国民政府の責任において完工してもらいたい。	米 国
	4. 復帰時における水道公社の移行を円滑にするため公社施設の技術的な継続操作の研究及び資産譲渡に関する諸調査を行なうため琉球政府職員と水道公社へ出向できるようなこととしてもらいたい。	日米両国
	5. 返還と同時に水道公社の財産を無償で沖縄県に譲渡されるよう配慮すること。	日 本
2. 協定事項第六條 3.	1. 「-----日本国、財産と見るとは極力縣又は市町村財産と見よう」に無償譲渡	日 本
	配慮すること。	日 本
3. 協定事項第七條	1. -----雇用の-----について、	
	現在、単雇用員が復帰前に公社職員に在る場合将来定数、身分又は退職金等について検討する必要がある。琉球	

供		覧	
室長	参事官	調査官	係

文復第22号
1971年6月29日

復帰対策室長殿

文教局長



返還協定に関する要請について

1971年6月26日付、復対第289号で依頼のあった
みだしのことについて別添のとおり提出します。



返還協定に関する要請事項

文教局

協定事項	具体的要請事項
1 協定第四条 (請求権)	<p>「沖縄県、米国に対する請求の問題については、復帰後国内的にも適切な措置を講ずる方針」(協定署名にあたっての総理大臣談話)。</p> <p>以上のことより、当局においては、国の基本方針に副って次の事項について適切な措置を講ずるよう本政府へ要請(たい)。</p> <p>1. 学校用地の補償</p> <p>(1) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を借用しているものの借地料の補償 借地料 37.216ドル(年間) 借地面積 138.824㎡</p> <p>(2) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を買収したものの買収額の補償 買収面積 119.447㎡</p> <p>(3) 校地の軍用地接收を受けたもの及び軍用地の拡張のため他に用地を借用しているが、買い取り要求又は立退き要求のために買収に必要な所要額に対する補償 買収所要額 9,238,399ドル 買収面積 453,356㎡</p> <p>2. 那覇商業高等学校敷地拡張のための国県有地の物件買収費の補償 買収所要額 200,000ドル 買収物件 20棟(家屋)</p>
2. 外務大臣書簡 Ⅲ 国府地及び県有地の貸貸借	<p>1. 国有地及び県有地の復帰後の使用について学校用地の優先使用の保障</p> <p>復帰後の沖縄の国県有地の使用取り扱いに際しては、那覇商業高等学校等の隣接国有地及び県有地は優先的に学校用地として使用させるよう適切な措置を講じていただきたい。</p>

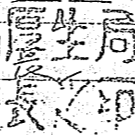
00
00
00

厚総第870号

1971年6月30日

復帰対策室長 殿

厚生局



返還協定に関する要請

1971年6月26日付復対策289号依頼のあった
おたのしみのことについて下記のとおり回答します。
記

1. 要望事項なし



秘
無期限

昭和46年7月12日

返還協定等に関する疑問及び要望事項

(琉球政府が非公式に準備委員会を通じ提出越したものである。)

アメリカ局北米第一課

関連条項	疑問点及び要望事項
返還協定 第1条 第1項	○米国民政府が管理している国有地引継ぎ後の譲渡について伊江村字西江前アマキ原821番外3筆、合計82,577坪の旧日本軍飛行場を米国民政府財産管理官と伊江村長が賃貸契約をし、土地改良施設(集水地)として使用しているが日本政府が引継いだ後に同施設用地として引き続き使用する必要があるため、沖縄県に譲渡してもらいたい。(農林局)
第4条 第1項	○1. 協定第4条第1項によつて放棄された沖縄県民の請求権については、国内的に適切な措置を講じてもらいたい。 なお、協定第4条第1項に該当するものとして次のような請求権がある。

- (1) 軍用地の取得に伴う通損補償
- (2) 那覇軍港内以外の海没地補償
- (3) 入会制限に伴う損失補償
- (4) 講和条約発効後の漁業補償
- (5) 1967年布令第60号による補償
もれ(イ)人身損害補償、(ロ)土地の復元補償、(ハ)その他の財産損害補償
- (6) すてに解放された土地及び復帰までに解放される土地の管理費用

2. これらの請求権を処理する日本政府内の担当機関及び処理方法等については、早急に明らかにしてもらいたい。(法務局)

○「沖縄県民、米側に対する請求の問題については、復帰後国内的にも適切な措置を講ずる方針」(協定署名にあつての総理大臣談話)。

以上のことから、当局においては、国の基本方針に沿つて次の事項について適切な

措置を講ずるよう本土政府へ要請したい。

1. 学校用地の補償

- (1) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を借用しているものの借用料の補償

借地料 37,216ドル(年間)

借地面積 138,824m²

- (2) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を買収したものの買収額の補償

買収面積 119,447m²

- (3) 校地の軍用地接收を受けたもの及び軍用地の拡張のため他に用地を借用しているが、買い取り要求は立ち退き要求のために買収に必要な所要額に対する補償

買収所要額 9,238,399ドル

買収面積 453,356m²

2. 那覇商業高等学校敷地拡張のための国

県有地の物件買取費の補償

買取所要額 200,000ドル

買取物件 20棟(家屋)

(厚生局)

第2項

合意議事録 / (1)

○軍施設による農用地障害について

軍事基地建設により排水暗渠の不備、廃油、土砂流失、農業用水の不足など中部を中心として各市町村にあり農業生産上不利益を受けており、この対策費として1,366,439ドルが必要であり早急に整備してもらいたい。(農林局)

合意議事録 / (2)

○1. 「合意された議事録」の第4条に関する説明の(2)に「高等弁務官布令第19号によつて設置された琉球列島米国土地裁判所の管轄に属する請求権」は、協定第4条第2項の規定により対米請求権は放棄されないとある。

(1) 漁業操業制限補償(期間請求額 / 6,398,039ドル、爾後年間請求額 / 1,820,811ドル)が17団体から琉球列島米国土地裁判所に提訴されているので、その補償措置が必要である。

(2) 漁業操業制限補償関係で未だ提訴さ

れていないものについても上記同様補償措置が必要である。

(3) 原潜入港による漁業収益損失補償
(請求額501,885ドル)についても、琉球列島米国民政府に請求しているので、その補償措置が必要である。

2. 本件に関しては返還協定に關し別紙のとおり疑義がある。取扱いのいかんによつては、日米双方からの補償もあたえられないこともありうると思われるので、特に疑義の解明を願いたい。

第4条第1項により対米請求権を放棄されるが、同条第2項により、アメリカ合衆国の法令又は現地法令により特に認められる日本国民の請求権は放棄しないとあり、その放棄しないもの内容として「合意された議事録」の第4条に關する説明の(2)に「高等弁務官布令第19号によつて設置された琉球列島米国土地裁判所

の管轄に属する請求権」がある。

(1) 漁業操業制限補償が17団体から琉球列島米国土地裁判所に提訴されているが、本請求権は放棄されていないかどうか。

(2) 漁業操業制限関係で上記裁判所に未だ提訴されていないものはどうなるか。

(3) 放棄されている場合には、未だ提訴されていないものも含めて日本政府が補償することになるのか。

(4) 原潜入港による漁業収益損失補償について、琉球列島米国民政府に請求しているが、「合意された議事録」に放棄しないもの内容として掲げてないが、これは、放棄されたのか、放棄されているとしたら日本政府が補償するのか。(農林局)

合意議事録 / (3)(4)(5)(6)

○1. 布令 / 16号に規定する被用者の請求権。

2. アメリカ合衆国法令及び米軍人事規則等に基づく被用者の請求権。

(措置)

上記請求権については日本政府が米政府へ適切な措置を講じさせること。もし米政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じること。

なお、現行米軍雇用員第4種被用者のうち、その雇用の実態業務の態様等において第1種及び第2種被用者に相当するものについてもアメリカ合衆国政府またはその機関の被用者と同様請求権に基づく措置を米政府へ適切な措置を講じさせること。もし米政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じること。

(農林局)

第2項及び第3項

合意議事録 2、3

○1. 協定第4条第3項に基づく米合衆国の自発的支払いについては、いわれるように4百万ドルという枠を最初から設けるべきではなく、あくまでも適正な額で支払いをしてもらいたい。

2. 協定第4条第2項及び第3項に基づく手続きを周知させ及びこれが容易に利用されるようにするための米合衆国政府と日本国政府との協議に当つては、琉球政府とも協議のうえ十分に対処されたい。

3. 協定第4条第2項及び第3項に基づく諸請求や復元補償等で、米合衆国政府によつて補償されなかつたもの又は不適正な補償がなされたものについては、日本国政府において補償するよう、国内的に適切な措置を講じてもらいたい。(法務局)

第3項

海没地に関する交換公文

○「・・・海没から生じた問題を解決するためできる限りすみやかに必要な準備を完

了することを引受ける……」とあるが、「準備を完了する」とは、「執行して解決する」と同義に解してよいか。

(総務局)

○1. 海没地の範囲を明確にすること

那覇軍港内の何番地の誰の土地がいつどれだけ海没したかを日本国政府又は米合衆国政府の負担において土地調査を実施して明確にされたい。

2. 埋立地の範囲を明確にすること

米合衆国政府又は日本国政府の負担において、米合衆国が埋立てた土地を測量して、元の海岸線との境界を明確にされたい。

(注) 上記1.及び2.の事項を明らかにしておかないと、海没地の滅失の登記及び埋立地の登記をするときに支障が生じ、若しくは後日、隣接する土地の所有者との間に問題が生ずるおそれがある。(法務局)

第5条
第1項

○第5条第1項に琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所(合意された議事録に「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所」とある)が、この協定の効力発生の日前にした民事の最終的裁判が有効であることを承認し、かつ、その効力を完全に存続させるとある。

琉球列島米国土地裁判所に提訴されている読谷漁協に係る操業制限補償の訴願については、1970年12月14日の判決により却下されたが(1971年1月14日米国防長官に上訴してある)、日本政府にその効力が存続されて請求権が消滅するかどうか。(農林局)

第3項

○復帰時琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所に係属中の事件については、復帰後、日本本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令を適用して手続及び裁判をすることができるとすること。(通産局)

第4項

○復帰時刑の執行を終えていないものについては、復帰後、日本本土の監獄法その他の矯正保護関係法令を適用して執行、その他の措置を講ずることができることとする。

なお、特に

- イ 前科
 - ロ 再審
 - ハ 審級
 - ニ 恩赦
- ）について国内法で適切な措置を講じてもらいたい。
(通産局)

第6条
第1項

○3公社の財産、権利義務の引継の準備措置について、財産の具体的内容、引継の時期、場所及び方法を明らかにしてもらいたい。

(総務局)

○1 琉球電力公社は、復帰と同時に沖縄県へ無償で譲渡されるものとする。沖縄における電気事業は、本土同様発送配電を一元化する必要がある、そのため発電部門の琉球電力公社と民営の配電事業の統合を計画しているが、琉球電力公社は

復帰時点まで特殊の形態で運営されており、直ちに民営ペースに切替えることは、

種々困難が予想されるので、その場合、

(イ) 一定期間沖縄県営の公営企業又は沖縄独自の電源開発方式とする。

(ロ) 民営配電事業が統合して、沖縄電力株式会社として軌道に乗り運営される時点において発送配電の一元化を図る。

2. 電気事業に対する税制、金融その他の特例措置

沖縄における現行の電力、電灯料金は、従来、発電事業に対する長期低利融資の燃料の特例措置により維持されているが、これを維持しながら更に工業用電力価格の引下げが可能となるよう特別措置を講ずる必要がある。

3. 離島電気事業の整備強化

全琉の電化率は、99.999%で一応本土並み電化は達成されたが、4~5時

間の時間点灯のところが多く加えて料金の割高等地域住民の生活文化、諸産業の発展に著しく支障を来している現状である。従つて、時間点灯の解消、料金の較差是正を図るため、国はすみやかに復帰後において、これら地域の設備の強化拡充に努める必要がある。

これら地域を現状のまま民営による発電配電事業の対象区域とする場合料金価格の高騰を来し工業開発の阻害要因となるばかりか、公の責任を民間企業に転嫁することとなり兼ねないので、公の責任において施設整備を行ない逐次移管して行く必要がある。

4 琉球電力公社引継渡の土地賃借について

琉球電力公社の施設用地は、総坪数約131万坪、うち会社の所有地は約13万坪でこれは資産買取の対象となつてい

るが、残118万坪は個人有地約75万坪、軍用地約28万坪、国県有地割当約15万坪となつており、個人有地、軍用地については借地料を支払っている。

これらの借地料は年額約39万ドルの支出となつており、県引継後の経営に影響が大きいので、軍用地、国県有地については復帰後も特別の配慮が必要である。

(通産局)

○これらの資産買取額は3億2千万ドルとなつている(第7条)がその内容は不明である。もし、その内容に開金の貸出し金のうち回収困難なもので、しかも沖縄の経済開発のために必要であると判断されるものが含まれている場合には、次の措置を取るものとする。

資産引継後の資産再評価の際、その一部を評価減する。

(通産局)

- 1. 財産、権利及び義務の内容を明確にすること。
2. 公共事業として河川にダムを設置して福地ダムに接続し、ダムの総合操作をするために福地ダムを河川公共物管理施設とするため、それに必要と認められる技術的事項について琉球政府と米国民政府が事前に協議できるようにしてもらいたい。
3. 福地ダムの完成について、復帰後においても米国民政府の責任において完工してもらいたい。
4. 復帰時点における水道公社の移行を円滑にするため公社施設の技術的な継続操作の研究及び資産譲渡に関する諸調査を行なうため琉球政府職員を水道公社へ出向できるようにしてもらいたい。
5. 返還と同時に水道公社の財産を無償で沖縄県に譲渡されるよう配慮すること。

合意議事録 /

○1. 統合上水道

- (1) 米国陸軍が運営している全島統合上水道の中の米軍の施設及び米軍が単独で保持している施設については、復帰前に(第2段階)琉球水業公社に移管してもらいたい。
- (2) 復帰後米軍施設への給水は本土各市町村と同様の方式で沖縄においても一般住民と同等な条件で各市町村からの給水を受けるとする。
- (3) 米軍施設への給水のための給水契約については、市町村と防衛施設庁(日本)が間接契約できるようにしてもらいたい。

2. 下水道

- (1) 復帰後の米軍基地内の下水道については、本土各市町村と同様の方式をもつて沖縄においても一般住民と同等に各市町村との公共下水道の排水設備とすること。
- (2) 下水道使用料(流域下水道、公共下水道)に関する契約については、関係市町村と防衛施設庁が間接契約を締結できるようにしてもらいたい。

第2項

合意議事録2(1)

- 1. 那覇空港施設は第一種国際空港としての機能を十分に生かすよう整備充実を要請する。
- 2. 那覇空港における民間航空気象業務については、米軍気象隊によつて行なわれている。復帰時点でこの施設は、気象庁が引継ぎ、那覇航空気象台(定員63名)を設置し、民間航空機に対する気象サービスを行なう予定である。(通産局)

合意議事録2(2)(c)

- 返還協定第6条第2項の規定に従つて日本政府に移転される財産中、那覇、名護、石川、宮古及び八重山の文化センターは、現在各地区の文化活動センターとしての役割を果たしており、現在これに代る施設が各地区にないため復帰後文化活動及び中央公民館的活動を行なう場として、それぞれ所在市町村に無償譲渡してもらいたい。(総務局)

合意議事録2(2)(f)

- 1. 現在、宮古島気象台は旧宮古島測候所の

敷地(現在米国民政府官古庁舎として使用中)一部と1966年3月琉球政府が購入した敷地8,008.34㎡で施設をして業務を行なっていますが、この双方の施設は道路で二分されており、このため施設の管理や業務の運営に支障をきたしています。

- 2. また1966年購入した敷地は狭隘と拡張不可能のため地上観測用露場の設置ができず又現在同敷地で行なっているレーダー観測、通信業務、予報業務以外の業務もできない状態である。

- 3. このようなことから今後予定している南大東島気象台の通信中継施設の建設やその他の業務運営のためにも同敷地を含む米政府官古庁舎の返還が必要である。(通産局)

合意議事録2(3)

- 第6条に関する合意議事録2-(3)のうちの「その他」について

合意議事録 2(5)(a)

1. その他の内容を明確にすること。
2. その他の範囲に路線名3号線を含めること(那覇空軍海軍補助施設内延長2km)
(建設局)

○米政府から移管される航路標識は、灯台14、灯浮標17、導灯2、その他27、計60基である。これらの施設は、設置後長年月を経た光力微弱な老朽施設が多く、後背地の電化普及に伴い相対的な光力低下をきたし、利用効果が著しく減少しているため、移管後早急に、改良、改修が必要である。

なお、琉球政府所管航路標識160基、民間所管27基があり、上記の米軍移管60基を加えると、総数247基の航路標識が琉球列島広域に亘って設置されているため、強力な保守体制を整える必要があり、第11管区海上保安本部設置が急務となる。(通産局)

合意議事録 2(6)

○1. 現在の琉球気象庁は那覇市天久上の屋高台に建設されているが敷地は4/67坪で構内には、庁舎3棟、宿舍3棟、アンテナ施設5基があつて、他に利用する地積が1/3/1、また拡張もまったく不可能である。

2. また最近になつて同敷地の隣接地に高層アパートができ風の観測やレーダー観測に支障をきたしている。

なお、今後隣接して高層建物ができる可能性があり、気象観測上の立地条件が次第に悪くなるものと予想される。

3. さらに復帰時に米軍から移管される業務として高層観測業務があるが現在の気象庁構内ではこれに必要な観測施設の展開ができない。また、地磁気観測所の設置も予定されている。

4. このようなことから、現施設を旧地方気象台敷地に移し、日・琉防災の第一線として気象施設の整備強化につとめたい。

(通産局)

第3項	○「……日本国の財産となる」は極力県または市町村に無償譲渡するよう配慮すること。
第7条	○……雇用の……について 現在の軍雇用員が復帰前に公社職員になる場合将来の定数、身分又は退職金等について検討する必要があるので琉球政府と米国民政府が事前に協議できるようにしてもらいたい。

第8条

○ 沖縄返還協定(1971年6月17日調印)第8条によれば、日本国政府は、この協定の効力発生の日から5年間、沖縄島におけるアメリカの声(VOA)中継局の運営を継続することに同意し、また、日米両国政府は、この協定の効力発生の日から2年後に沖縄島におけるVOAの将来の運営について協議に入ることになっている。

このことについて、当府としては、この協定の効力発生の日から2年後に行なわれる両国政府間の協議の際、協定に定められた5年以内にVOAの完全な撤去が行なわれるよう強く要請する。

また、VOA中継局の発射する強力な電波による公害、たとえば、同中継局の設置されている地域の近隣に位置する国頭村字桃原、字浜の両部落において、加入電話を設置しようとしてもVOAの電波による被害により全く通話の用を足せないところがあり、現在国頭電報電話局において15件の電話申込みを保留している状況であつて、この公害に対しては、米国民政府の責任において改善を講ずるよう要請する。

	<p>(参考)</p> <p>このことに関しては、琉球政府立法院に おいても1971年5月17日の本会議に おいて、「沖縄の施設権返還協定に関する 要請決議」を全会一致で可決し、日米両政 府へ交付しており、同決議書の中に、V O Aなどの特殊放送施設等の完全な撤去を表 明している。 (郵政庁)</p>
<p>その他 (労務関係)</p>	<p>○ 民政府(3公社を含む)、軍雇用職員 (たとえば、渉外労務、軍道、軍水道関係 職員)の日本国政府または沖縄県への再雇用 について了解があるかどうかを明らかにし てもらいたい。なお、そのような了解があ るのであれば、これらの職員の処遇につい ては、琉球政府と調整してもらいたい。 (総務局)</p>

<p>了解覚書 施設・区域</p>	<p>○A表……「地位協定」の中に 現在及び将来の貯水池とその関連施設 敷地を軍用地から除外するよう考慮する こと。 C表「(注)……用地もある」の文中の用地の 範囲に 1. 現在油送管敷地のための軍用地にな つていてかつ県又は市町村が道路用地 として返還を要望している軍用地を含 めること。 2. 上記1.以外で道路用地として県又は 市町村が返還を必要としている軍用地 を含めること。(建設局)</p> <p>○A表の9番「キャンプ シュワブ訓練場」 には沖縄県有林である南明治山全部と北明 治山の一部が含まれている。 この地域は「合衆国軍隊が沖縄の復帰の 日から使用する施設及び区域として合同委 員会において合意する用意のある設備及び 用地である。」となつているが次の理由で 承服できない。</p>
-----------------------	---

	<p>1. 南明治山は1951年から林業試験地として各種試験を行ない、現在も試験を継続中である。</p> <p>2. 同地を軍用地に割当てたのは、1958年で当時の米国民政府財産管理官は、日本政府所有財産、すなわち旧沖縄県有林を旧日本国有林として誤つて割当てを行なっている。また割当てする場合琉球政府になんの通知もなかつた。</p> <p>3. 同地は那覇、コザ、名護等都市に最も近い唯一の県有林で、戦前から県は植林や保護管理に力を注いだ所であり、特に近年、環境衛生、県民保養としてのリクレーション等、森林の価値が重要になりつつある現状にかんがみ、森林公園として整備する計画であつた。(農林局)</p>
航空関係	<p>○1. 国内線の増便を図る(日航、全日空)</p> <p>2. 沖縄の特殊な事情を考慮してTWAの合衆国からの中部太平洋を経て那覇への長期的継続を要請す。</p> <p>3. 南西航空の鹿児島乗り入れ実現。 (通産局)</p>

外務大臣書簡

I 事業活動

1. 各企業は、復帰の後妥当な期間内に申請を行なわせしめ、申請をした企業は全て認可又は許可を与えるようにすること。
2. I事業活動2にいう「本日現在」とは1971年6月17日現在のことと解釈されるので、1971年6月17日以降1972年復帰までの期間、琉球政府において許可される外国企業の取扱いについては、どのような取扱いをするのか明記されていない。

そこで1971年6月17日以降1972年復帰までの期間内に許可される外国企業についても同様な取扱いを受けるようにすること。
3. I事業活動2但し書(b)にいう「ある種の企業」とは、「石油精製事業」のみに限定し、電子工学(フェア・チャイルド)、製薬業(サクセットコボレーション)、乳製品(インデンコ社)、その他等はここでの

Ⅲ 国有地及び県有地の賃貸借

うある種の企業に含まれないものとして取扱つてもらいたい。(通産省)

国県有地の引継及び引継準備措置について、具体的時期及び方法はどうか。(総務局)

Ⅳ 外貨送金

○1. 国有地及び県有地の復帰後の使用について学校用地の優先使用の保障
復帰後の沖縄の国県有地の使用取り扱いに際しては、那覇商業高等学校等の隣接国有地及び県有地は優先的に学校用地として使用させるよう適切な措置を講じていただきたい。(厚生局)

Ⅴ 自由業者4公認会計士

○沖縄の金融機関に預け入れられる外国人のドル預金については、一定期間ドルによる払戻しができるよう沖縄復帰対策要綱(第3次分)で要請している。この要請の内容は、返還協定のそれに含まれていると考えられる。(通産省)

○外国公認会計士は2人

沖縄において適法に登録され、その業務を行なっている外国公認会計士は2人いる。これら2人の外国公認会計士はフランス・明塩谷(1966年8月9日登録)とヴィセント・コー(1966年8月9日登録)である。

Ⅳ 放送事業

前者は本土政府による公認会計士試験合格者であり、日本公認会計士協会に登録することによつてその業務を行なうことができるし、後者は、本土における資格を持ち登録済みである。したがつて、別に問題はない。(通産局)

- この書簡によれば、日本国政府は、沖縄の復帰後、日本国の関係法令に従い、財団法人極東放送による日本語の放送を許すこと及び極東放送会社が現在行なっている英語の放送については、沖縄の復帰後5年間この放送を継続することを認めるが、日本国の関係法令の定める条件に従つて行なうこととなつている。

このことについて当府は、次のことを本土政府に要請する。

1. 復帰後の沖縄における中波による公共放送網の早急なる整備が必要であることにかんがみ、これに要する周波数の割当

て等が十分行なえるよう措置をしていただきたい。

2. 極東放送を復帰後も認めたことにより、沖縄の民間放送の経営が現在より圧迫されることが予想されるので、民放に対する金融措置等の保護育成の施策を講じてもらいたい。
3. 財団法人極東放送による日本語放送については、琉球政府に対して免許申請及び財団法人許可申請がなされている現状にかんがみ、本件に関して、本土政府の適切な指導、助言をいただきたい。

(郵政庁)

その他

◎ (現況と問題点)

台湾から導入される季節労働者及び日本籍者を除き、現在約1,500名の外国人が各企業に雇用されているが、そのうち直接米軍基地と関係のない石油建設関係、辺地における果樹栽培、山林伐採、鉱山採掘労働者等約600名を除く約900名がもつばら軍人、軍属を顧客とする事業所に雇用されており、さらにその事業所に雇用されている沖縄籍従業員が約10,000名もあり、復帰の時点において、これら沖縄経済に貢献してきた外国人の雇用が困難となる場合は、企業自体の存続はもとより、そこに雇用されている沖縄籍従業員の離職問題が起る可能性がある。

(要請事項)

1. 復帰前に在留を許可された者で、本土法(出入国管理令)の在留資格の規定に該当する者(高度の技術、技能者、熟練労働者等)は、本土法によつて在留資格が与えら

れたものとみなすこと。

2. 上記以外の者については、沖縄法によつて認められた在留期間が、復帰後にまたがる者については、その期間内は本土法によつて在留資格が与えられたものとみなし、また、その後の措置についても、後継者の養成、訓練により交替しうるようになるまでの間(1年ないし3年)在留資格を認める措置を講ずること。(農林局)

米紙

アメリカ局長了
参事官了
北米第一課長代

秘密標記 (赤色)
秘

米紙

金子

() 第 414 号

昭和 46 年 7 月 15 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所
高瀬代
郵政省 厚生 通産 建設 労働省

- 要処理
- 首席事務官
- 事務
- 沖繩
- 調査
- 業
- 空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



(件名) 返還協定に関する疑問点及び要望

引用公・電信 日付・番号 7月1日付往信才377号

今般琉球政府より冒頭往信にて送付した本件資料の付郵政庁電気通信監理部及び建設省関係部へ送付したて、

付函添付 付函空便 (行) 付函空便 (D.P) 付函船便 (貨) 付函船便 (郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:

然るべくお見直し願ひたす。

返還協定に関する要請事項 協定に関する要請事項
郵政庁電気通信監理部

秘

協定事項	具体的要請事項
返還協定	沖繩返還協定(1971年6月17日調印)第8条によれば、日本国
第8条	政府は、この協定の効力発生の日から5年間、沖縄島におけるアメリカの
	声(VOA)中継局の運営を継続することに同意し、また、日米
	両国政府は、この協定の効力発生の日から2年後に沖縄島における
	VOAの将来の運営について協議に入ることになっている。
	このことについて、当府としては、この協定の効力発生の日から2年
	後に行なわれる両国政府間の協議の際、協定に定められた5年
	以内にVOAの完全な撤去が行なえるよう強く要請する。
	また、VOA中継局の発射する強力な電波による公害、例えば、
	同中継局の設置されている地域の近隣に位置する国頭村宇桃源、
	宇津の両部落において、 ^加 電線を設置しようとしてもVOAの電波によ
	る被害により全く通話 ^の を足せないところがあり、現在国頭電報電話局
	において15件の電線申込みを保留している状況であって、この公害
	に対しては、米政府の責任において改善策を講ずるよう要請する。
	(参考)
	このことに関しては、琉球政府立法院においても1971年5月17日
	の本会議において、「沖縄の施政権返還協定に関する要請決議
	を全会一致で可決し、日米両政府へ交付しており、同決議書の中
	に、VOAなどの特殊放送施設等の完全な撤去を表明してい
	る。

返還協定に関する要請事項

郵政庁電気通信監理部

協定事項	具体的要請事項
復帰後の沖縄における 外国人及び外国企業の 取扱いに関する愛知外務 大臣発マヤ-駐日アメリカ 合衆国大使より書簡	この書簡によれば、日本国政府は、沖縄の復帰後、日本国の関係 法令に従い、財団法人極東放送による日本語の放送を許すこと、 および、極東放送会社が現在行なっている英語の放送については、 沖縄の復帰後5年間にこの放送を継続することを認めるが、日本 国の関係法令の定める条件に従って行なうこととなっている
VIII 放送事業	このことについて当府は、次のことを本土政府に要請する。
	1. 復帰後の沖縄における中波による公共放送網の早急なる 整備が必要であることに鑑み、これに要する周波数の割当等 が充分行なえるよう措置をしていただきたい。
	2. 極東放送を復帰後も認められたことにより、沖縄の民間放送 の経営が現在より圧迫されることが予想されるので、民放に対する 金融措置等の保護育成の施策を講じてもらいたい。
	3. 財団法人極東放送による日本語放送については、琉球政 府に対して免許申請および財団法人許可申請がなされてい る現状に鑑み、本件に関して、本土政府の適切な指導、助 言をいただきたい。

秘
無期限

建設局

協定事項	具体的要請事項	要請対象国
1. 協定事項第六条 1.	<p>-----「財産」は-----日本国政府に「移管」し-----権利及び義務は-----</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財産、権利及び義務の内容を明確にすること。 2. 公共事業として河川ダムを設置して福地ダムに接続し、ダム、総合操作とするため福地ダムを河川公共物管理施設とするため、それに必要と認められる技術的事項について琉球政府と米国民政府が事前に協議すべきこととしてもらいたい。 3. 福地ダム、完成について、復帰後において米国民政府の責任において完工してもらいたい。 4. 復帰時長に及ぶ水道公社の移行と円滑にするため公社施設、技術的な継続操作の研究及び資産譲渡に関する諸調査を行うため琉球政府職員を水道公社へ出向できることとしてもらいたい。 5. 返還と同時に水道公社の財産を無償で沖縄県に譲渡されるよう配慮すること。 	<p>日米両国</p> <p>日米両国</p> <p>米 国</p> <p>日米両国</p> <p>日 本</p>
2. 協定事項第六条 3.	<p>1. -----日本国、財産と引きは極力縣及び市町村財産と引きよう配慮すること。</p>	<p>日 本</p> <p>日 本</p>
3. 協定事項第七条	<p>1. -----雇用、----- について。</p> <p>現在、単雇用員が復帰前に公社職員になる場合将来定数、身分又は退職金等について検討する必要があるので琉球政府と米国民政府が事前に協議すべきこととしてもらいたい。</p>	<p>琉球政府</p>

建設省

協定事項	具体的要請事項	要請対象国
4. 合意の議事録第6条	<p>1. 統合上水道</p> <p>(1) 米國陸軍が運営している全島統合上水道の中の米軍の施設及び米軍が単独で保持している施設については復旧前に(第一段階)琉球水道公社に移管してもらいたい。</p> <p>(2) 復旧後米軍施設への給水は本土各市町村と同様。方式で沖縄において一般住民と同等の条件で各市町村からの給水を受けるものとする。</p> <p>(3) 米軍施設への給水のための給水契約については市町村と防衛施設庁(日米)の間接契約をできるようにしてもらいたい。</p>	日米両国
	<p>2. 下水道</p> <p>(1) 復旧後、米軍基地内の下水道については本土各市町村と同様の方式をもって沖縄において一般住民と同等に各市町村の公共下水道の排水設備とすること</p> <p>(2) 下水道使用料(流域下水道、公共下水道)に関する契約については関係市町村と防衛施設庁の間接契約と締結できるようにしてもらいたい。</p>	日本
	<p>3. 2項(3)のうちの「その他」について</p> <p>(1) その他の内容を明確にすること</p> <p>(2) その他、範囲に路線名三号線を含めること(那覇空軍海軍補助施設内延長2km)</p>	日米両国

秘

建設省

協定事項	具体的要請事項	要請対象国
5. 了解事項	<p>A表……「地位協定」中に 現在及び将来、貯水池とその周連施設敷地を単用地から 除外するよう考慮する。</p> <p>C表(注)……「用地もある」の文中の用地の範囲に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在油送管敷地のための単用地になつていて且、渠又は 市町村が道路用地として返還を要望している単用地を 含むこと 2. 上記1以外で道路用地として渠又は市町村が返還 を必要としている単用地を含むこと。 	